

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成30年10月18日(木) 午後2時30分～午後4時30分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)
出席者 司会者 中桐圭一(札幌地方裁判所刑事第2部総括判事)
法曹出席者 結城真一郎(札幌地方裁判所刑事第2部判事)
森 幹(札幌地方検察庁公判部検事)
奥田真与(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 4人(1番, 2番, 4番, 5番)
補充裁判員経験者 2人(3番, 6番)
報道機関出席者
北海道新聞 1人

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶>

司会者

ただ今より、札幌では第21回目となる裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、札幌で行われた裁判員裁判について、裁判員あるいは補充裁判員として参加された経験を有する6人の方にお集まりいただいております。私は、札幌地方裁判所刑事第2部で裁判長を務めております中桐圭一と申します。本日は、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判については、平成21年5月21日に制度が始まりまして、すでに9年数か月が経過しているということになります。来年5月には10周年という節目の年を迎えることとなります。この間、札幌地裁におきましては、今年の9月末までに裁判員として全部で1478人の方に御参加いただき、補充裁判員として全部で510人の方に御参加いただいております。

全国においては、これは今年の7月末までの数字になりますが、裁判員として6万3957人、補充裁判員として2万1763人の方々に参加していただいております。

札幌では、このような意見交換会を過去に20回行っており、その際にも、様々な御意見や御感想をいただいております。それを踏まえて、制度の運用の改善等に活用させていただきます。

本日も率直な御意見、御感想をいただき、有意義な意見交換ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、私以外に、裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれ1人ずつ参加しております。それぞれ、簡単に自己紹介をお願いします。

結城判事

札幌地方裁判所刑事第2部に所属しております結城真一郎と申します。本日は、貴重なお時間を割いていただきありがとうございます。せっかくの機会ですので、皆さんがお感じになった裁判員裁判の良い点、悪い点、改善すべき点があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

森検事

札幌地方検察庁の森と申します。私は、昨年4月から、この札幌で公判を担当しております。裁判員裁判は、昨年度は3件、今年4月以降は2件担当しております。これまでも、裁判員の皆さんに検察の主張をどのように理解してもらおうかと苦心を重ねてきたつもりではありますが、まだまだ至らない点があると思いますので、本日は、率直な御意見、御要望等をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

奥田弁護士

札幌弁護士会の奥田と申します。札幌弁護士会では、刑事弁護センター運営委員会というところに所属しております。その関係で今日はこの場に出席させていただいております。私も弁護士として4番の方が担当された事件の弁護を担当しましたし、勉強も兼ねて裁判の傍聴もしております。2番、3番の方が担当された事件や、5番、6番の方が担当された事件も、全部ではありませんが傍聴しておりました。ですので、事件の中身についてはそれなりに承知しているつもりです。弁護士会として弁護人の弁護活動はまだまだ改善すべき点ばかりだと考えております。皆様の貴重な御意見が伺えればと思います。よろしく願いいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

本日は6人の方に御参加いただいておりますが、同じ裁判を御担当された方もいらっしゃると思いますので、皆さんが関わった事件としては4つの事件になります。私の方で、それぞれの事件の内容を簡単に御紹介した上で、参加した裁判員、補充裁判員の方から、全般的な御感想をいただきたいと思っております。

まず1番の方が参加されたのは、今年3月に判決が言い渡された現住建造物等放火事件です。事案の内容は、女性の被告人でしたけれども、数年前から重症化していた精神疾患の影響で、自殺したいという気持ちが強まって、自宅に火を点けたということで、部屋の一部を燃やしたのですが、この事件では、被告人が心神耗弱という責任能力が減退した状態であることについては、検察官と弁護人の間に争いはなかったというものです。結局、この被告人にどういう刑を科すのか、量刑が争点ということになりました。判決の結論としては、懲役3年、執行猶予4年ということでした。では、この事件に参加された感想を、どの部分でも結構ですので、1番の方、お願いします。

1番

この裁判ですが、人命に関わる事件ではなかったということもあって、我々裁判員の話し合いも、どちらかと言うと、穏やかな雰囲気の中での会話だったという記憶がありますが、個人的には、裁判とか法律という言葉を知ると構えてしまうところがあったのですが、初めて参加させていただいて、裁判とか法律に関する認識が変わったということを感じました。

司会者

ありがとうございました。次に、2番、3番の方が参加された殺人事件ですが、この事件は今年6月に判決が言い渡されております。この事件も、被告人は女性でしたけれども、同居する被害者の胸を包丁で数回突き刺して殺害したという事件で、事実関係

自体には争いはなかったのですが、責任能力という点が問題となって、検察官が心神耗弱、弁護人が心神喪失ということで争われて、結局、判決は心神喪失を認めて無罪となったということです。それでは、この事件に参加された感想を、2番の方、お願いします。

2番

今回の事件は無罪判決ということでした。裁判を通して、釈然としない部分は残ったものの、結果には満足しているといった印象です。

司会者

では、3番の方、お願いします。

3番

結果的にはこんなものかなという感じで終わりましたが、麻薬に対しての感覚が、この被告人は、麻薬を禁止している日本で、すごく甘いと思いました。そして、法律をもう少し厳しくしても良いのではないかなと思いました。他の精神病は別ですけれども、麻薬のようなものは、個人が、好きでと言ったら語弊がありますがけれども、そういった若い頃にしてきたことを10年経って免れたということなので、結論的には、あまり賛成ではないなど、法律的なものをすごく痛感しました。そういう意味で、法律も時代とともに変えていく必要があるんじゃないかというふうに考えた裁判でした。

司会者

今の事案について少し補足しますと、違法薬物を過去に使用したことも精神的な影響を与えたと、それも考慮されて、責任能力がないという判断になったという、その点が、今の薬物の取締りも含めて納得できない部分があるというお話ですね。

それでは、次に、4番の方が参加された事件について御紹介いたします。この事件は今年の7月に判決が言い渡された殺人未遂の事件です。これは、被告人が妻を殺害して自分も自殺しようという、いわゆる無理心中の事案でした。犯行当時、被告人が重症の精神疾患ということで、それ自体には争いはなかったということなのですが、それが責任能力に与えた程度については、検察官と弁護人の主張に対立がありまして、完全責任能力なのか、それとも心神耗弱状態にあったのかという点が争いになっておりました。判決では心神耗弱状態にはなかったと判断して、懲役2年6月、3年間の執行猶予という結果となりました。この事件について、4番の方、御感想をお願いします。

4番

この事件は、普段の私たちの日常に近いというか、もしかしたらあり得るのではないかというような事件に感じました。その中で、裁判員裁判というのは、被告人の印象だとか、被害者の印象、そういうものも含めて結果が出るものだと思います。

司会者

それでは、次に5番、6番の方が参加された事件ですが、今年の7月に判決が言い渡された現住建造物等放火未遂ということで、被告人が、知人の男性と共謀して、保険金目的で自分の経営する飲食店が入居するビルに放火したという事件でした。スプリンクラーが作動したということもあって、結局、放火自体は未遂ということで終わった事案です。他の飲食店も営業中であったということで、現住建造物の放火ということになっております。犯罪が成立すること自体については、当事者間に争いはなかったのですが、

被告人がどのような役割を果たしたのかということ等について、事実関係に若干争いがあったということです。判決では、被告人の役割について、積極的に関与したとの認定がされて、量刑としては懲役6年の刑が言い渡されております。それでは、この事件について、5番の方、御感想等をお願いします。

5番

今回、初めて参加させていただいたのですが、法制度がきちんと整えられて、偏った見方をしないという、そういった部分で適正な裁判制度に対しての、国民の認識という意味でも非常に勉強になりました。今回、この事件を通して、本人がどのくらいの反省、また虚偽の供述をしているか、または情況証拠に基づいて、本人が積極的に関わっていたかどうか、そういうことを、検察側から上がってきた内容、それから、弁護人の主張、そういったものを比較してみる機会でしたが、5日しかなかったという部分では、状況をよく把握する上では、かなり大変ではないかなという印象がありました。懲役6年という重い刑を科すわけですから、それに対して、裁判員一人ひとりが、この内容について、精通して、違法行為や被告の感情の起伏やそうしたものの調査、それから、虚偽の供述をしているかどうかの捜査、本当に、この階段から火を点ける際の物証的なものも、検察側から、私どもに分かりやすく提示されれば良かったのかなというのがありますし、捜査する警察官が、おそらく人数も少ない中でやっているの、人手不足になっているのではないかなと思いました。もう少し、情況証拠をきちんとした上で、ガソリンが実際に何リットル残っていたのかということも含めて、どのくらい燃焼時間があったのかということも計算するとか、そういった証拠の洗い出しを、もう少しするべきではないかなというふうに、私は、裁判を通して感じました。

司会者

それでは、6番の方、お願いします。

6番

今回の事件は、多分、新聞で見たような気がしたのですが、参加してみて、なかなか記事だけでは分からない裏側だとか、皆さんに教えていただいて、事件には色々なことがあるんだなということが分かりました。なおかつ、素人ばかりですから、裁判官の方々に説明だとか、補足をしていただいて、分からない中でもスムーズに進めていけたのではないかなと思いました。

<選任手続について>

司会者

ここからは、裁判員裁判の手続の順番に従って、御意見を伺いたいと思います。

最初は、まず裁判員に選ばれる段階の話からになりますが、裁判が始まる2か月くらい前に、裁判所から裁判員の候補者になった旨の通知を差し上げて、参加できるかどうかということをお返事いただいたと思います。実際には、1番の方が参加された裁判では全部で5日間の日程を確保していただきました。2番の方、3番の方が参加された裁判は8日間、4番、5番、6番の方については6日間、それぞれ日程を確保していただいたということになります。参加されるに当たって、職場でも色々とお苦勞があったと思いますが、通知の方法や時期等も含めて、こういう点に工夫があったら参加しやすか

ったとか、こんな苦労があったんだとか、御意見や御要望がありましたらお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

2番

私は、たまたま担当していた業務内容の関係もあって、ある程度自由に、日程を見た時にこれくらいなら何とかなるなと思ったので、とりあえず出席する方向で調整することができました。名簿記載の案内が昨年末に来て、まさかと思いながらも、会社には名簿に記載されましたという届出をしまして、4月くらいに呼出状が来て、そこでもやはり会社には届出をして、そこはきちんと出していました。ただ、皆さんがどうしているのかは分かりませんが、そんなの回答しないで無視しているという話も聞いて、実際どうなのかなと思いながらも、私は真面目に対応して、参加できる準備を整えて臨んだというところです。

司会者

他の方、いかがでしょうか。

5番

大変恐縮なのですが、5日間、約6日なのですが、長距離を通うことができない、今回の期日が7月のちょうど連休前というのもあって、ホテルも高騰している時期で、とても裁判所の路程賃では追いつかないという、倍の金額を出さないと行けない時期、そういった部分での旅費、路程賃について、せっかく行くんだから、そこは、それなりの金額を検討してほしいと思いました。これは全国的に同じだと思いますが、特に北海道の場合は、札幌地裁で開かれるのに、片道100キロ以上を走ってこないといけないとなると、毎日、5日間だと大変ですよ。それを普通電車で来るとか、それは考えにくいのではないかとというようなことを言われてしまうと、行きたくないなと思ってしまいます。まして、会社を休んで行かなければならないとなると、国民の代表として選ばれているわけですから、その辺りを優遇して、きちんとした処遇改善をしなくては行けないのではないかなということも思いました。また、会社を休んで行くわけですから、公休という扱いにするなどの法整備が必要ではないかと思えます。9年経っても、まだそういう部分の認知がなされていないということになれば、産学官の協力を得て、公休扱いにするとか、また、自治体や企業へのアピールもしていかななくてはならないのではないかなと感じました。

司会者

実際に裁判に参加されて、審理や評議を経験された上での感想として、疲れ度合いなども含めて、休憩の取り方であるとか、日程の全般的なスケジュールなどについての御感想、御意見はいかがでしょうか。

1番

私が経験した裁判は、裁判自体が最初の冒頭陳述のときから、最後の決着が見えていたような感じの事件であったと記憶しておりますので、正直、時間の配分等については、さほど不満はありませんでした。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

私が参加した裁判は、実質7日間だったのですが、もともと裁判員裁判は5日間くらいが平均なのかなと考えていたので、少し長いなと思いつながら参加しました。ただ、それが長すぎるとは思いませんでしたけれども、3日目くらいに、精神鑑定の結果を聴いてしまってからは、ある程度結論が見えてしまったことから、これ以上、議論の幅が広がらないのかなと思いました。それさえなければ、もっと評議にも時間をかけて、皆さんの意見を反映できるような場面になったのではないかと思います。

3番

同じく、最初は長いなと思って入りました。これも同じなのですが、診断の結果が出て、もう裁判はいらないんじゃないかなと、一応、討論はしましたけれども、2番の方が言われたとおりに、それがなければ、もっと突っ込んだお話もできたのではないかなと思いました。ただ、その診断結果が頭のとっぺんにきてしまったので、あとは何を言っても、それに従うしかないのかなという感想でした。

4番

私の場合は、全く予備知識とか、裁判に関して調べたりもせず、どういうものかも分からない感じで参加させていただいたものですから、これが長いのか、短いのか、すべて必要であって時間を取っていると思いました。皆さんとの意見交換も、討論し合えたように感じました。

司会者

6番の方、いかがでしょうか。

6番

私は5番の方と同じ裁判に参加していたのですが、最初、5日間は長いなと思って来たのですが、途中で休憩もあったし、あつという間の5日間でした。もしかしたら、もう1日くらいあっても良かったのかなとは思いました。

司会者

期間については、いつも我々も悩むところなのですが、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

<冒頭陳述について>

司会者

それでは、続きまして、法廷で行われた手続について、順番にお伺いしたいと思います。最初に冒頭陳述と言って、これは検察官と弁護士それぞれが、事件のあらましについて説明する場面になります。最初は、初めて法廷に入られて、傍聴人もいて、かなり緊張した状態で話を聞かれたと思うのですが、その場面で、検察官や弁護士が主張するポイントがすんなり頭に入ってきたか、理解できたかどうか、その辺りの感想をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

1番

何の予備知識もないまま裁判に臨みましたが、冒頭陳述という言葉の意味すらよく分からなかったのですが、内容としては非常に分かりやすかったです。いただいたメモが、カラーで、私どもでも分かるようなかみ砕いた言葉で説明されており、それに沿って進みましたが、非常に分かりやすく、よく理解できました。

司会者

2 番の方は、かなり分量が多かったということですが、この辺りはいかがですか。

2 番

私は、単身赴任で札幌を離れている期間が長いものですから、この事件については、あまり認識していませんでした。そんな中で、この裁判に参加するにあたりまして、事前に調べておこうかなとも思いましたが、そんな情報で先入観を持っても仕方がないので、簡単なあらましか見ないで実際には臨みました。冒頭陳述では検察官と弁護人が主張している内容について、説明を受けたわけですがけれども、そんな状況でも、ある程度、全体が理解できるような詳しい内容だったと思っています。

司会者

3 番の方、何か補足することはありますか。

3 番

やはり初めての経験ということでしたので、事前に裁判長から詳しく説明していただいて、すごく良かったと思います。

司会者

4 番の方は、いかがですか。

4 番

3 番の方と同じように、本当に分かりやすい言葉で、例え話を交えて、裁判長に進めていただいたような気がしますので、冒頭陳述については、分からない言葉もありましたけれども、頭に入ってきたような気がします。

司会者

5 番の方、何かありますでしょうか。

5 番

私も、冒頭陳述については、裁判官の方が分かりやすく、かみ砕いて説明していただいたので、良かったと思います。ひとつ勉強になったのは、すんなり公正に判決をするという意味では、冒頭陳述の段階で先入観を持っていない方が良いのかなということでした。争点として挙げられていた検察側と弁護側の資料、そういったものを対比させて、実際にはどうなのか、憶測では物事を考えないとか、また、証拠だけを見て判断するか、そういったことも教えていただいたり、勉強になりましたので、非常に有り難いと感じました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

皆さんがおっしゃったとおりだと思います。

司会者

皆さん、だいたい理解できたというお話で、裁判官から説明を受けて分かりましたというお話もあったのですが、それは、裏を返すと、法廷で聞いただけではよく分からないところが残ったということでしょうか。

4 番

そうですね。そういう部分もあったと思います。

結城判事

分からないというのは言葉の意味でしょうか。例えば、責任能力とかですね。

4番

言葉の意味もあったような気がしますけれども、状況的な部分でしょうか。

結城判事

当事者は冒頭陳述でこういう主張をしているけれども、このような主張をしているのはどうしてなのかと、不思議に思うと、そういう疑問もあるかと思います。どちらかと言うとそちらの方でしょうか。

4番

そうですね。後で皆で集まったときに、裁判官が説明してくれて、すっと頭に入ってきたという感じでした。

1番

私は、最初は言葉の意味が分かりませんでした。争点になっていたのは、心神耗弱なのか心神喪失なのかということでしたが、耗弱と喪失では何が違うのかということ私たちが理解していなかったのも、そこを争点にするのは一体どういうことなんだという疑問がありました。問題は火を点けたかどうかなのではないのかというのが、私たちの通常の見方ですので、最初は言葉が理解できないということがありました。ただ、メモによくまとめていただいていたので、理解できました。

司会者

5番の方は、いかがでしょうか。裁判官の説明で理解できたというお話でしたが、法廷で聞いたときは、よく分からないという部分もあったということでしょうか。

5番

そうですね。法廷で聞くのと、会議室で話を聞くのでは、心の余裕の有無が違ってくるので、捉え方も変わるのではないかと思います。私が参加した裁判は建造物侵入と放火未遂でしたので、ビルの中に人がいたのに殺人未遂にはならないのかとか、他の予備的なものが付かないのかとかも、かみ砕いて教えていただいたので、そういった部分を、法廷に入る前や、法廷が終わった後に教えていただけたのは、私としては良かったと感じています。

司会者

分かりました。ありがとうございました。

<証拠調べについて>

司会者

続きまして、手続の中では、証拠書類、証人尋問や被告人質問などの証拠調べが行われたと思います。この内容についての御感想をいただきたいと思います。今回は、精神的な病を抱える被告人の事件が4件中3件ありまして、精神科医の証人尋問が3つの事件で行われているということでした。まずは、証拠書類の読み上げや取り調べがあって、その後に、直接、証人から話を聞くということもあったかと思います。まず、1番の方の事件では、放火をした当時の状況の他に、それ以前の状況について、被告人本人だけではなく御主人からも直接話を聞いたと思うのですが、それによって事件の内容につい

での理解が深まったというか、その後の判断にも影響したかどうかという辺り、御感想はいかがでしょうか。

1 番

影響はあったと思います。確か、御主人が体が不自由ということで、本当に大変な御夫婦であるということを知り、まず心情的な部分で、どちらかと言うと感情論になってしまいますけれども、可哀想な人なんだなと思いながら、その後のお話を聞いていたというところがあります。ただ、色々な方のお話を聴かせていただいて、その事件が見えてきたというのがあります。

司会者

2 番、3 番の方が参加された事件についても、事実関係に争いはないと言いつつも、被告人のお母さんや元交際相手の方からも直接話を聞いたということだったと思うのですが、こういう人たちの話がなくていきなりお医者さんの証人尋問になるのと比べて、一部とはいえ事実を知っている人たちの話を聞いたということは、判断にあたって、どのような影響がありましたか。

2 番

少なからず、判断の参考にはさせていただきましたけれども、いかにせん、お母様のお話の中では、10 年間にわたる中での異常行動というのは、結局 2 つばかりしか得られず、他にはと言われても、その 2 点だけのことだったので、そこで、私はどちらかと言うと、本当にそんな行動があるのかなという疑いのある程度を持った上で、その後の裁判を聞いていたので、精神鑑定の結果を聞かされるまでは、お母様とか友人の話の内容も参考にして、自分なりに、どういうことだったのだろうかということは考えたつもりです。

司会者

3 番の方、いかがでしょうか。

3 番

参考にはなりました。ただ、最終的には医者としての診断として、可能性はある、ないとはいえないという言葉で、何だか少し疑問が残りました。その可能性があるというのも、どっちとも言えないということなんだけれども、ほとんどあるに近い方、あるというふうには取らないといけないのかなという感じでした。100 パーセントないと断言するのは、精神的なものなので、外科的な病気とは違うから、そこは難しいのだろうと思うのですが、今回のお医者さんは、裁判の経験があまりないということで、最初の印象としては、何か信用できないという印象があつて、その後、裁判長から、お医者さんの病院での経歴とか、色々な説明を受けると、それなりの経験のあるお医者さんであるということは分かったのですが、やはり可能性がないとはいえないという言い方で終わるといのが、疑問は残りました。ただ、証人の方々の話は大変参考にはなりました。

司会者

4 番の方が参加した裁判では、被害者となった被告人の奥さんからも話を聞かれたと思いますが、いかがでしたか。

4 番

被害者の立場にも関わらず、奥様は、私にも非があるということで、許すという状況

でした。こういう裁判というのもあるんだなというのを実感しました。

司会者

5番、6番の方が参加された裁判では、責任能力については問題とはなっておりませんでしたけれども、事実関係の一部を明らかにするため、ビルの従業員の方にも来ていただいたのですが、尋問の内容も含めて、何か御感想はありますでしょうか。それほど印象にはないでしょうか。

5番

ビルの管理人の方が来て陳述されていましたが、特段、そんな被害を受けたというような大げさな感じではなく、もし自分だったらもっと怒るだけけれども、仕方ないかというような感じに受け取りました。証人も、そんなに重要視していなかったのかなという印象でした。

司会者

6番の方、その辺りはいかがでしょうか。

6番

私もビルの管理人の方の話は、そんなに印象に残るようなお話ではありませんでした。

司会者

5番、6番の方以外が参加された裁判では、精神科医の証人尋問というのが、それぞれ行われたということですが、そもそも精神病自体の理解とか、責任能力の理解もなかなか難しいという中で、尋問の内容とか答えとかが、分かりにくいところがなかったかどうかという辺り、どのような印象でしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

1番

先ほどの話と同じで、最初は言葉の意味が分かりませんでした。病名とか、初めて聞く言葉がありました。ただ、それもきちんと説明していただけたので、理解することはできました。

司会者

法廷の中での、検察官や弁護人の質問の仕方、こういう点を工夫していたとか、これがあつたのでよく分かったという部分はありますか。

1番

メモとかで、事前に、論理的に要点を教えていただけていたので、それによって理解が深まりました。

司会者

2番、3番の方の事件では、お医者さんの話というのが結構重要なポイントになったと思いますが、まず、法廷で尋問を聴かれて、すぐに頭に入ってきたかどうかというのはいかがでしょうか。

2番

正直、すっきりとは入ってきませんでした。一体何が結論なのかというところも、その場では、あまりよく理解できなかったというのを覚えています。とにかく、文字がたくさん書かれていて、どこのページが結論の部分なのかというのを、手探りで探ったような記憶があります。

司会者

今のお話だと、手元の、何か書面を見ながら尋問を聞いたような感じなのでしょうか。
2番

そうですね。精神科医の鑑定結果というのは、その場で資料が配布されましたので、手元でその資料を見ながら聞くという進め方でした。

司会者

分かりました。もし差し支えがなければ、どの辺りが特に理解しにくかったということになりますか。

2番

先ほど、3番の方も言っていましたけれども、疑いがある、可能性がある、つまりどういうことなんだろうといったところですね。言い回しもまわりくどいですから、実際に、何を主張しているのかというのが分かりにくいと思います。

司会者

それと、1番の方がおっしゃったような専門用語とかで理解しにくいということはなかったでしょうか。

2番

そこは、難しい言葉もたくさんありましたけれども、前後の脈絡から、ある程度、理解したつもりです。ただ、最後がぼかされちゃうので、疑問が残ったような感じです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

3番

だ一っと棒読み状態で言われて、資料は手元にあるものの、専門用語も出てきて、分からないこともありました。検察側とのやりとりも、ものすごく深いところでやり合っていたというのがあったので、全然そこには到達できなかったと思います。そして、一回だけですから、その日のうちに質問と言われても、その場ではなかなか質問も出てきませんでした。尋問が終わって、会議室で色々と皆さんと討論したときに、あれも聞きたかった、これも聞きたかったという話が出ていました。だから、そのところが、すべて初めてで、裁判長が代表して、色々なことを質問してくれて、それはすごいなと思いました。でも、その当日に、質問は、色々な難しい言葉を並べられた後では、ちょっと言えなくて、後で振り返って、裁判長が事細かに説明をさせていただいて、やっぱり聞きたかったということがあったような気がします。

司会者

なるほど。例えば、こういう工夫をすれば、もう少し理解できたのになというのは、何かありますでしょうか。

3番

予定が、一日ということに進んでいきますから、仕方ないという感じですよ。また次の日に、というのはできないんでしょうね。

司会者

お医者さんが忙しいということもあったのかもしれませんがね。

2番

精神科医の証人尋問が終わった後に、評議の場でホワイトボードに書いてあった内容

が、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠になっている場合には、その意見を十分に尊重しなければならないということでした。前提条件に問題があったりだとか、採用し得ない合理的な事情が認められない限りは、尊重しなければいけないということでした。証人尋問のときに、私は一点だけ、何回面談したのですかということ質問しました。鑑定留置は2か月ありましたが、その間に、何ら覚せい剤の話題は出ていなかったということでした。5回の面談で本当に妥当なんですかと聞いたところ、5回から10回あるんですよと答えられました。その場では追加の質問をできるような余裕もなく、結果的に、先ほど3番の方がおっしゃったように、こういうことも聞いておけばよかった、その前提条件に問題があるとする何らかの糸口を見つけるなり、後でもっと言えたんじゃないかというのを後悔した記憶があります。

司会者

4番の方の事件もお医者さんが呼ばれたと思いますが、いかがでしたでしょうか。

4番

一般的に使われていない言葉が多かったので、事前に、言葉を分かりやすく、スライドでもいいですし、そういった説明があると、裁判員も一回一回つまづかないというか、何だろうというふうにならないように、工夫してはどうかと思います。やはり、精神科のお医者さんですから、ああそうなんだと聞くだけだったような気がします。

司会者

今のお話からすると、1番から3番の方の場合は、手元の書面を見ながら尋問を聞くというかたちだったようですが、4番の方が参加した裁判では、特にそのような書面はなかったという記憶でしょうか。

4番

どうだったか…、はっきり覚えてないですね。

司会者

分かりました。精神科医の話に少し焦点を当てて、詳しくお伺いしたのですが、それとはまた別に、証人を調べたり、証拠書類を調べたりしたと思いますが、もっとこの点についてこの人に話を聞いたかったとか、こういう証拠があれば良かったのではないかなというようにところも含めてお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

5番

被告人が実際に共犯者と共謀した際に、ガソリン缶について、どのくらいの量だったかというのは、本人が持てば分かるので、それをもっと突っ込んで聞けば、共謀の度合いだとか、自分で撒く意思があったのかというのを具体的に聞いたのではないかなというのがひとつ、ガソリン缶を買っていたことについてもそうなのですが、火を点けた際に、ガソリンに火を点けて引火のスピードを計算すると、走って逃げるといっても、とても間に合わないと思うんですね。実際にこのビルで、階段から降りるときに、狭い階段で、大変じゃなかったのかなと思いました。その辺りを、もう少し具体的な計算値というか、実際値に基づいて考えると、虚偽であることが濃厚だったのではないかなと思いました。証拠に基づいての数値や原則的な計算というのを、証拠調べの中で計算式を当てはめて、1リットルのガソリンが燃えるのに何秒かかって、どのくらいのスピードで火が回るのか、そういう計算も大事だったのではないかなと思います。検察側からは、

そういった証拠は出てなかったのではないかと思いますので、科捜研とかもありますけど、そういった証拠が重要な役割を果たすのではないかと、判決における量刑もかなり変わってくるんじゃないかというふうに感じました。

司会者

2番、3番の方が関わった事件でも、アンケートを拝見しますと、検察官からの情報が少なかったという指摘もありましたが、その辺り、何か気になる点はあったでしょうか。

2番

私は、多分、そのアンケートは書いていないと思うのですが、今回の事件は、そもそもが心神耗弱か心神喪失かという、何で初めからそこで争うんだというのが、初めの私の印象でした。結果的には、判決文にもありますとおり、検察側としては主張すべき動機がないということなので、本当かなというのが、裁判を通して私はずっと思っていたことで、本当に動機はないのかというのがあやしいなと勝手に思い込んでいましたけれども、結果的には、検察側からはそういう主張もなく、心身耗弱で争っているというところが、ちょっと納得できなかった部分ですね。

司会者

3番の方、何か補足することはあるでしょうか。証拠が足りないとか、もうちょっとこういうことを聞いてみたかったとか、あったでしょうか。

3番

事件の起こる何年か前の状況というのが全然見えなかったもので、お友達なり御近所なりに、どういう生活をしていたのかということが聞いたら良かったと思いました。フラッシュバックが出たとか出ないとか、平時のときにあったのかなかったのか、それが本当に1回目なのかということも、誰しもが分からなくて、お酒も飲んでいたので、どっちだったのかなという疑問がありました。そして、責任能力の問題も、やはり皆、殺人を犯すときというのは、精神的に異常はあると思います。その後に、責任能力が問題となったわけですが、私が見る限りは、責任能力がまるっきりないわけではなくて、裁判をしている最中の彼女は、平常心で、7日間無事に、途中で具合が悪くなることもなく、よくもったなと思うくらいでした。もっとすごい人なのかなとか、心身ともにだめで法廷にも立てないくらいなのかなと思っていたのが、違っていたので、私は法律的には分かりませんが、そのときの状態で責任能力があるのかなのか、もっと深いところがあるのかもしれないけれども、検察側ももうちょっと強く訴えて、訴えないということは証拠がないということなのかもしれませんが、弱いなという感じがしました。

<論告・弁論について>

司会者

証拠調べのお話はこれくらいにしまして、最後、証拠調べの結果を踏まえて、検察官による論告と弁護人による弁論ということで、まとめの意見が述べられたと思います。これを踏まえて、その後、有罪か無罪か、有罪の場合は量刑を決めるという評議を進めていったというふうに思いますけれども、その論告、弁論の内容をお聞きになって、評

議で何を議論すべきかということがきちんと理解でき、頭が整理された状態で評議に入れたのかどうかについて、そのときの感想、印象を伺いたと思います。

1 番の方、いかがでしょうか。

1 番

論告、弁論のところでは、量刑をどうするかという部分と、執行猶予を付けるかどうかという部分でのお話になっていたと記憶しています。それまでの間に、きちんと言葉の意味の説明をしていただけていたので、論理的に皆さんとお話できたのではないかと思います。そういった説明がないままに淡々と進むと、どこかで主観的な人情論になってしまっていたのではないかなと思いますけれども、そうした説明がきちんとされていたので、スムーズにお話が進んだと記憶しております。

司会者

2 番、3 番の方の事件は、先ほどから出ているように心神耗弱か心神喪失かという難しい判断を迫られる事件だったと思いますけれども、最後のまとめの論告や弁論の、書面も含めた説明の内容についての感想等をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

2 番

先ほどから話している内容と同じになってしまうのですが、結果的に、精神科医の見解を前提条件が問題があるだとか採用できない合理的事情があるかどうか、そこが、検察側は十分に主張する必要があったと思います。一応、説明はあったのですが、果たして納得できるものであったのかということと、実際、証人尋問のときにも、まだ経験が浅いということを言いたかったのだと思うのですが、ただそれだけで終わってしまっていて、それで前提に問題があるということにはならないですし、面接と、色んな書類を事前に見て、評価されているということもおっしゃっていたので、前提だとか、合理的に認めない理由にはならないとしか思えない内容で、そこを突いて前提に問題があるとしていたことについて、私自身も精神科医の鑑定結果は半分以上納得できない部分もあった中で、検察側の追及の仕方も弱かったのではないかなという印象で、今回の裁判はすべてが終わっちゃったかなという印象でした。

司会者

3 番の方、何かあるでしょうか。

3 番

いえ、ほとんど同じです。

司会者

分かりました。4 番の方の事件も、心神耗弱か完全責任能力かというところの判断があったと思うのですが、その辺りも含めて、論告や弁論の内容について、分かりやすさも含めて、御意見はいかがでしょう。

4 番

被告人の印象は、ものすごく寡黙な感じで、もう少し被告人の声とか、何をどう思っていたのかというのを聞いたかったという印象でした。心神耗弱というのを弁護側が訴えていて、そうじゃないと検察側が争っていましたが、ちょっと間違くと殺人になっていた事件ということで、その辺は、量刑に関しては、これが一般的なのでしょうけれども、納得がいかないというか、そんなふうに感じました。

司会者

5番, 6番の方の事件では, 被告人の話が他の証拠と矛盾しているかどうかというところが判断のポイントになったと思いますが, その辺の, 何をこれから議論しなければいけないのかという点は, 論告や弁論を聞いて理解できたでしょうか。

5番

まず, 検察官の論告のメモは大変分かりやすく, 非常に有り難かったです。色使いできちんと区分されており, 分かりやすいものでした。弁護人の弁論については, 色を使ってもらって主張をすると, かなり裁判員の印象は変わっていたのではないかなと思います。検察側から出された書類を見た後に, 人によって印象はかなり変わると思うのですが, 弁護人から出されたメモを見ると, 主張が足りないのかなというふうに思いました。弁護人としては, たくさん主張して弁論しなければならない立場にあると思いますけれども, こういう部分で情状酌量の余地があるのでお願いしますとか, そうした部分での強調の仕方, 文章の表し方とか, これだけでも裁判員の印象がかなり変わってくるのではないかなと思いました。量刑に関しても, 検察の論告では, どうして求刑が7年なのかということも, 分かりやすく書かれていたので, こういった部分でも非常に良かったと思います。あと, 色んな観点で, 反社会的勢力とのつながりがなかったのかとか, 人身御供にされていないかとか, そういったことの捜査, 裏付けというのが本当になされていたのかなとか, 最近そういった事件が非常に多いので, 裏側にはもっと凶悪な悪が存在している事件もあるので, そういった部分では, もっと慎重に捜査をする上で, 人の人生も変わるということも理解できたので, そういった意味では, 論告というのは非常に重要だなと感じました。

司会者

6番の方, 何か補足することはございますか。

6番

論告は4日目だったのですが, それまでの3日間の審理の内容が分かりやすくまとめられていて, 総まとめとして, 分かりやすい内容で進んだという印象です。

司会者

それは, 検察官の論告と弁護人の弁論の両方ともそうだったということでしょうか。

6番

検察官の論告は分かりやすかったと思います。

司会者

2番, 3番の方が関わった裁判は無罪という結論でしたので, 量刑という話は出てこなかったと思いますが, それ以外の方は刑を決めるというのが, もうひとつ, 評議における大きなテーマになっていたと思います。量刑を判断する上での素材として, 論告や弁論で主張されてまとめられた内容というのは, 十分役に立ったというか理解できたということになるでしょうか。1番の方が関与された事件では, 検察官も, 評議のときに使う量刑グラフを踏まえてこの刑が相当だということを主張して, 弁護人も量刑グラフを基に主張したということで, そういふところでの対比がされていたと思いますが, その辺りの工夫についてはどのような感想をお持ちでしょうか。

1番

検察官の方も、弁護人の方も、資料をきちんとまとめて下さっていたので、量刑を何年にするんだというところだけに考えを集中することができて、非常に分かりやすい流れでした。

司会者

量刑の部分では、量刑グラフとかデータとかを念頭に、最後は数字を決めなければならないのですが、その辺りを意識した論告や弁論になっていたかどうかという辺りの感想はいかがでしょうか。6番の方、いかがでしょうか。

6番

とても分かりやすかったです。

5番

検察側の求刑については、非常に妥当性があったのではないかなと思います。あとは、本人の年齢も考慮した上での求刑で、妥当なものであったと私は認識しています。

司会者

4番の方は、量刑に関する主張について、どのような感想をお持ちでしょうか。

4番

検察官と弁護人がそれぞれ主張する量刑には少し差があったのですが、そこをどのくらいが妥当なのかという部分で、時間をかけて話し合いました。その部分が一番、今回集まって、集約というか、こういう部分で出せたということが良かったし、色々なそれぞれの思い、一人ひとりの感じ方なんかもありながらも、出した量刑だったので、その辺はものすごく良い経験になったと思いました。

司会者

分かりました。それと、ここは弁護人の考え方によって違ってくるのですが、検察官は必ず論告で求刑と言って、懲役何年が妥当であるといった、具体的な数字を挙げられるのですが、今回、皆さんが参加された事件では、弁護人も全員、弁論で数字を挙げられていたと思います。そういう検察官は何年、弁護人は何年という具体的な数字で主張が対比されているのと、弁護人のほうはできるだけ軽くお願いしますというような言い方をされる場合とで、判断のしやすさ、しにくさというのは、違いはあるものではないか。

4番

弁護人は確かに、検察官よりは軽く示しますけれども、やはり、本当に心神耗弱だったのか、そうではなかったのか、どうなのかということを掘り下げて、色々と意見交換し合いながら、最終的にはそこに至ったということをすごく痛感しています。

司会者

ありがとうございました。

<評議について>

司会者

続いて、評議についてのお話を伺いたと思います。裁判官が評議を進める上で、実際に何を議論したらいいのかとか、説明の仕方も含めて、もし足りない点があれば、ぜひ辛口の御意見でも、我々もこれから裁判をやる上で参考にしたいと思うので、主に裁

判官の進行の仕方について、どのような御意見、御感想をお持ちでしょうか。

5番

非常に民主主義的な意見を取り入れて、きちんと、公平な意見を、裁判官の方がまとめてホワイトボードに示してくれたので、非常に良かったという印象を持っております。

司会者

ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

2番

私が担当した裁判では、体の不自由な方が裁判員として参加されていたのですが、裁判長にはその点を公判の中でも御配慮いただいて、朝夕の打合せでも、着眼点や注意点、おさらいも含めて、不明点についてもその場で、親身になって対応していただけて、評議の雰囲気作りも非常になごやかに、意見を言いやすい場を作っていただいたと思います。

司会者

ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。

1番

皆さんと同じですね。評議では、確か2つか3つくらいの条文が話題になっていたと思うのですが、今回の裁判ではこの条文が関係するんですよということで、条文と併せて説明をしていただけたので、非常によく理解できました。あの場にいたメンバーは、皆が理解できたのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方、評議の進め方について、御感想や御意見があればお願いいたします。

3番

すごく雰囲気も良く、本当に分かりやすく、説明してくれて、進行もスムーズだったと思います。大変良かったです。

司会者

4番の方、いかがでしょうか。

4番

私が関わった事件では、裁判官が、皆それぞれ感じるものが違うのですが、例えばというような例え話を交えて説明して下さったのが印象的で、そうになると、すっと入ってくるというか、そういうことなんだということが、多々ありました。日常と違う裁判というものが、本当にちょっと違うことに例えながら話していただけたことが、理解につながる、意見を言い合える場になったという配慮をすごく感じた5日間でした。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、評議の進め方について、御意見を申し上げます。

6番

私たちは素人ばかりだったのですが、かみ砕いて教えていただいたりだとか、ささいな疑問にも分かりやすく答えていただいたので、スムーズに進めることができたと感じています。

司会者

ありがとうございました。皆さん、良い感想ばかりで、実際に裁判長がこの場にいるので言いにくいでしょうかね。これはどうかと思うというようなことがあれば、ぜひ教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、私の方からは一通り手続に従って皆さんから御意見、御感想をお伺いしましたけれども、今日、この場にいる裁判官、検察官、弁護士からも聞きたい内容があると思いますので、この後、順番にお願いします。

結城判事

私から質問させていただきたいのは、日程の組み方という問題提起がございまして、基本的には連日開廷されているのですが、例えばお仕事の関係とかで、長い裁判員裁判になれば、週に1日はお休みがほしいとか、そういった日程の部分での問題について、御意見や御感想があれば伺いたいと思います。

5番

私の立場から申し上げますと、一週間、月曜日から金曜日まで5日ある場合は、週3日くらいが妥当ではないかと思えます。5日連続になりますと、一週間がまるっきりつぶれてしまいますので、他の業務ができなくなってしまうたり、調整だとかも難しくなってしまいます。中休みを入れても4日くらいになると、精神的にもリフレッシュしたかたちで、週3日ずつ2週に分けて行おうとか、そういうかたちの方が、今回も結局、次の週をまたいでいましたので、そういうことを考えると、一週間でぎっちりつめるのではなくて、3日、3日に分けても良かったのかなと、そういうふう感じています。

司会者

日程の点ですが、他の方はいかがでしょうか。

2番

私の場合は、単身赴任しているという関係もありますので、連日でやっていたかかないと都合が悪いなと思っておりました。一応、一週間くらいだったら職場も十分理解してくれたかなと思えますし、今回は7日間でしたが、たまたま私の仕事がそれほど過密な状態ではなかったもので、私の場合は7日で連日できた方が良かったということと、先ほど5番の方がおっしゃっていたように、リフレッシュという意味では、私の場合は土日を挟んでいましたので、土日で確かに自分なりの結論を導くための時間を持つことができましたので、土日を挟むのはいいのかなというふうに思いました。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

1番

裁判員を経験した私どもとしては、実際に被告人に会ったりだとか、検察官や弁護人の話を聞いたりだとか、そういった日程を考えるのであれば、逆に短かったと感じるくらいですね。ただ、一会社員として仕事を持っている身としては、仕事を離れて5日間なり6日間空けるというのは、正直厳しいですね。実際に参加してしまえば、これくらいの時間がかかることは理解できますけれども、もう少し、それを企業側に啓蒙していただく手段を考えていかななくてはならないのではないかなと思います。私は、時間が結構自由に使える立場であるということと、どちらかという、夜の方が仕事がメインの

時間帯になるので、さほど負担はなかったのですが、若い方にとってはすごく負担で、参加しづらいというところもあると思うので、その辺を考えていただけたらなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、森検事からお願いします。

森検事

私からの質問ですが、どんな場面でも構わないのですが、今から振り返って、実際に公判に臨んでいらしたときに、検察官から、もう少しこういう意見が聞きたかったとか、こういうところの証拠がなかったのかとか、検察官の法廷での活動について、あれはこういうことだったのかとか、御意見や御感想があればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

2番

繰り返しになってしまいますが、今回の裁判のキーワードは精神科医の鑑定結果だと思っています。それに対して、前提条件だとか、合理的な矛盾ということ、当然検察官は分かっているにも関わらず、その追及の仕方なり、チェックリストに基づいてチェックする内容はまとめられていましたけれども、そこで、聞くことは聞けたんでしょうけれども、それが、思ったように覆すような結果には至らなかったんじゃないかと思いました。それと、もう一点、本当に動機はなかったんだろうかというところがありまして、殺人事件ということで、心身耗弱なのか心神喪失なのかという争点でしたけれども、なぜ殺人事件として正々と主張されなかったのかなど、やっぱり動機が見つけれなかったのかもしれないけれども、今回の被告人は10年くらい前に覚せい剤をやった経験があるかもしれない、ただし、そのときは酩酊状態で自分自身も歩けないような状態の後に、犯行に及んでいるということを考えてときに、どうもそこが釈然としない争点だったなという感想です。

3番

検察側の証人で、元交際相手の方を調べたと思うのですが、その証人の方の重要性が、検察側に感じられなかったというか、逆に弁護側に有利だったのではないかと、結果として、私はそのように感じました。検察側は心神耗弱をもうちょっと、動機についても強調してあげてほしかったなというのが感想です。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

5番

これも繰り返しになってしまうのですが、逆に検察官にお伺いしたいのですが、捜査員の捜査について、科捜研だとか、実際に火が回るスピードだとか、スプリンクラーが作動するまでにかかった時間を計算したり、そういった計算式は証拠として挙げてこないものなのでしょうか。

森検事

その点については、事件によるところもあるとは思いますが、今回は、被告人が裁判の場で説明した内容というのが、裁判で初めて話した内容だったんですよね。つまり、捜査段階では聞いていなかった話だったので、裏付けができなかったのですけれども、

もし仮に、捜査の段階で、取調べで、実はこうでしたと話をしていたら、じゃあそれが本当かどうか裏付けをしてみようというふうに捜査をすることは可能ですし、やるべきなので、その一環として、今おっしゃった、時間的なものとかをどこまで割り出せるのかというのは捜査する価値は大いにあるんじゃないかと思います。今回の事件では難しかったですけれども、あり得ることだと思います。

5番

客観的に感じたのは、防犯カメラに写っていた火の燃えている状況と、本人が出てきた時間、犯行時刻とされるものの裏付けですよね、その辺の証拠がもう少し挙がっていてもよかったのかなと思いました。あとは、共犯者のことが、全然、ひとつも出てこなかったというのも、素朴な疑問ではありました。因果関係ですよね、これは反社会的勢力である感じはしますけれども、本当に共犯だったのか、首謀者がどっちだったのかということも踏まえた上での捜査が、実際の履歴の裏付けとか、そういったものも、こういった裁判では、裁判員としては、証拠だけでしか判断しないのであれば、そういった履歴等も必要になってくるのではないかと感じました。

司会者

では、奥田弁護士からもお願いします。

奥田弁護士

簡単な質問です。検察官の資料はカラーですよね。弁護人の資料はカラーのときと、カラーではないときがありますけれども、ほとんど白黒のことが多いと思います。5番の方はカラーの方が印象が良いとおっしゃっていましたが、他の皆さんも、カラーの方が印象は良いでしょうか。

司会者

皆さん、そんな感じでしょうかね。

1番

難しい言葉ですとか、ここがキーワードなんだよというところは、やはり色を付けていただくとか、大きくしていただいた方が、理解しやすいと思います。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

それでは、最後に、今回御参加いただいた6人の方に、これから裁判員や補充裁判員になる方に対するメッセージを、一言ずついただきたいと思います。まず、1番の方からお願いします。

1番

裁判とか法律についての理解が深まった数日間でした。その後は、ニュースを見ても捉え方や感じ方も変わりますので、ぜひやってみたら良いと思います。

司会者

2番の方、お願いします。

2番

本当に裁判に参加できるというのは、貴重な体験でした。これはもうぜひ期間なども事前に周知されますので、何とか仕事の都合をつけて、もしくは用事の都合をつけて、

ぜひ参加していただいて、本当の体験をしていただきたいなと思います。それと、私も今回、初めて裁判所のホームページを閲覧することになりましたけれども、色々と重要な情報といいますか、裁判員制度のことも詳しく書かれていますし、このような座談会の議事録もありましたので、そこら辺をもっと周知していただいて、皆さんに広報していただいた方が、馴染みやすいのではないかと思います。本当に良い経験をさせていただきましたので、ぜひ有意義な体験を皆さんにも広めていきたいと私も思いました。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方、お願いします。

3番

最初に封筒が来たときは、本当に面倒くさいなというのが印象でした。そして、本当にあるんだなと思いましたし、始まってから10年も経っていたんだということも知ることができました。最初のうちは、裁判員制度も評判になっていましたが、皆、10年経って忘れてきたんじゃないかという感想です。本当に、時間が許せば、こういった体験はお金では買えないものですので、すごく良かったと思います。テレビで事件のニュースを見ても、皆さんがおっしゃったとおり、興味がものすごく沸いてきました。現実の事件を実感すると同時に、普段から分かっているものの、悪いことはできないんだというのを、現場、法廷を見て感じました。これから、もし封書が来たら、ぜひ参加して、体験して、日本の裁判をもっとより良い裁判にしていけたらいいなと感じました。参加してくださいと伝えたいです。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

4番

皆さんと同じように、非常に良い経験になりました。ただ、未だに、周りの認識というか意識というか、ちょっと触れてはいけないというのを感じるんですよね。その辺を、もう少し、参加すると色々なことが見えたり分かったり、興味の無かったことに興味が沸いてきたり、お隣の主婦でもおじさんでも、誰でもその立場の意見で発言して良いんだということを広められたら、もっと敷居が低くなるのではないかと思います。何か良い方法はないかなと思います。いただいた小冊子だけでも、十分、一歩踏み出して参加する気持ちになりますし、もっと何かあったらいいなと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは次に、5番の方、お願いします。

5番

この度、裁判員裁判の体験をさせていただいて、私は、非常に良かったと思います。これを会社や地域の人たちにお話ししたところ、報復行為とか、そういうことはどうなのかとか、様々な憶測に基づいて考えておられたり、あとは休むこととか、そういったことを、もうちょっと整備すれば、より良い裁判員裁判に対する認識が上がるのではないかと感じています。そうした上で、この裁判員裁判についての取り組みというものも、ある意味、法制度を国民が理解するというのは、正しいことではないかなと感じます。そうした法制度を正しく理解することによって、公正中立で裁判官の方がきちんとやって下さっているということの裏付けにもなると思います。また、私は、今回、裁判官が、

裁く人も人間だ、人間には時折誤りがあるのでそれを修正しなければいけないとおっしゃっていたことに非常に感銘を受けました。この裁判員裁判は、裁判官のアジャスター役であると、そういう役割もあれば良いなというふうに感じましたので、ぜひ多くの人が裁判員裁判に出席して、知見を伴いつつ、国の法制度をより充実したものに整備して、多くの人が裁判所の役割をきちんと理解して下さるように、ピーアールや啓蒙活動には私も協力していきたいなというふうに感じています。

司会者

ありがとうございます。では、最後に6番の方、お願いします。

6番

私も、やはり今回参加してすごく良かったなと思っています。周りの方にも、もし選ばれたのであれば、よほどの事情がなければ辞退はせずに参加していただきたいと思います。ただ、実際には、皆さん後ろ向きですし、自分はならないんじゃないのかなと思っている方が多いんじゃないかなと思います。色々されているのは分かっているんですけども、もう少し告知のやり方だとか、身近なところであれば違うのではないかなと考えています。

司会者

ありがとうございました。

<記者からの質問>

司会者

本日は、新聞記者の方が1人いらしています。これまでの意見交換の内容を踏まえて、何か質問等がありましたら、どうぞ。

記者（北海道新聞）

1点だけ伺いたします。先ほどからお話が出ていますように、来年、裁判員制度が10周年を迎える中で、辞退率が高いことというのがひとつ課題になっていると思いますが、皆さんはもちろん、辞退せずに参加されたということになると思うのですが、少なからず、仕事の都合とか迷いもあった中で選択をされたと思うんですけども、その判断の後押しになったものが、もしあれば教えていただきたいと思います。例えば、誰かから経験談を聞いたですとか、裁判所から送付された小冊子の内容であるとか、その辺りについてお答えいただける方がいらっしやればお願いします。

2番

私の場合は、まったく後押しはありません。単純に通知が来て、呼び出されて、それに対して回答しようとしたときに、適当な断りを入れる項目もなかったもので、真面目に回答しました。選ばれるにあたっては、当然、会社の都合も調整してありましたので、言われるがままに回答を書いて参加したということになります。逆に、他の人に聞くと、経験者が少ないものですから、聞いても教えてくれるような人はいませんでした。唯一いたのは、回答をせずに無視したという人が一人だけいたような気がするんですけども、その人は罰せられることもなかったということなのですが、ただ、私は根が真面目なものですから、真面目に反応してしまって、今回に至ったということです。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

5番

私は、後押しされた部分というのは、促された部分が大きかったですけれども、ひとつは更生施設から出てきた人が、どういう意見を持っているのかということで、更生施設から出てきた人に、私が職業訓練をしたときに、職務上、色々な話を聞いて、非常に興味があったというのがひとつと、弊社の顧問弁護士がぜひやったほうが良いと、正義に対して興味があるならやったほうが良いと、裁判所は公正中立だから、気にくわいな判決が出るかもしれないけれども、どういうことを原則として公正中立な判決を下しているのかということが、ひとつ勉強になるから、社会勉強で行ってこいというふうに顧問弁護士から言われたことが非常に大きかったように思います。あとは、更生施設でも再犯者が出ているということに関して、裁判での求刑、判決ですね、そういった部分での裁判の在り方はどうなのかということに対しても非常に関心がありましたし、うちの会社も実は、更生施設から出てきた人を受け入れている企業でもありますので、そういった部分で、今後の社会復帰につながるひとつの糧になるのではないかと感じておりますし、現時点でも更生施設にいる人がたくさんいますので、社会復帰が難しいと言われている世の中で、一人の理解者でありたいとも感じています。

記者（北海道新聞）

ありがとうございました。

司会者

それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたり、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。